

第5次大阪府障がい者計画の策定スケジュールについて

資料2

年度	令和元年度					令和2年度		令和3年度	
	11月	12月	1月	2月	3月			4月	
計画	第4次計画							第5次計画	
部会	○ 書面ベースでの意見交換		部会【1月30日(木)】 午前11時～ 意見具申		部会		部会		
					計画策定				

国の動き

- 平成30年6月13日に、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）」が公布、施行。
- 文部科学省及び厚生労働省は、法第7条に基づき、基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策などを定めた基本計画を、平成31年3月31日に策定した。

法第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を定める。

府の方針（案）

- 令和3年4月1日スタートの、第5次大阪府障がい者計画（令和2年度中に策定）に、法に基づく計画も盛り込む。
- 今年度は、その前提となる「意見具申」を部会として取りまとめ。